(別 紙)

入札等の契約関係の手続 平成30年3月

★印は、国からの課長連名通知(平成13年7月23日付け雇児発第488号 など。以下「通知」という。)で、補助の交付を受けた事業の場合に、市の所 管課への届出や報告等として規定されているものです。

F			
項目	法人(事務局)	理事会(評議員会)	市(補助金所管課)
	留 意 事 項	留意事項	への届出・報告等
予算の有無	当該予算の確認。予	左記の場合、理事会	
	算がない又は不足の	で予算の決議。評議	
	場合は補正予算の編	員会でも予算を審	
	成	議する定款の場合	
		は、評議員会も開催	
実施設計金額	実施設計金額の確認		
	と予定価格の推計		
入札日·入札方	①左記の項目につい	①理事長が専決でき	★入札参加業者
法・業者数・指	て、事務局としての	る範囲を超える場合	の市所管課への
名や要件付の場	原案を策定	は、理事会で決議	<mark>届出</mark>
合の業者の格付	②理事長が専決でき	②入札に参加できる	(市は、届出の
(随意契約、見	る範囲であれば、理	業者の要件や指名業	あった業者に工
積徴取の場合も	事長の専決でも可	者については、審議	事実績等に不適
含む。)		の上、理事長への一	切な点があれば
		任可(議事録記載)	法人に助言しま
	【注意】基本的には、	「施設整備」は理事長	<mark>す。)</mark>
	が専決できる「日常の業務」とは認め難いもの		【通知の5(2)
	ですが、専決する場合	イ】	
	行細則等、他の規程で		
	明がつくことが必要です	*入札参加(指	
	(注)】	名)業者数につ	
			いては、所管課
			にお尋ねくださ
			い。

入札の公告又は	理事会の決議(理事		
入札の指名通知	長の専決範囲内であ		
	れば専決)後、入札		
	の公告又は指名通知		
₹₽₩₩₩₽₩₽	発送	①四古人云油卢〕	
予定価格の設定	設計業者からの情報	①理事会で決定し	
(予定価格調書)	収集と類似施設の動	てもよいが、理事長	
	向の調査	等への一任可(議事	
		録記載)	
		②予定価格調書は	
## \!\\	الاطلب اللاطلب	金庫等に保管	
競業・利益相反	当該入札で競業・利		
	益相反に該当する理		
	事の有無の確認		
入札への立会い	監事や複数の理事及		★左記に加え
	び評議員の立会い(特		て、市所管課職
	殊の関係のある者を除く。)		員の立会い
			【通知の5(2)
			ウ】
入札後			★入札が適正に
			<mark>行われた旨の立</mark>
			会人全員の署名
			とともに入札結
			果(入札業者名、
			落札業者名、入
			札金額及び落札
			金額の届出)
			【通知の5(2)
			ウ】
			★法人において
			も入札結果を一
			般の閲覧に供す
			ること。
			【通知の5(2)
			ウ】

契約の締結・契	一括下請は、法人単	★契約内容の報
約書の作成	独事業でも基本的に	告(不正な点が
7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	禁止	ないか所管課で
	77.22	確認)
		【通知の5(2)
		イ】
		★一括下請の有
		無(一括下請の
		禁止)
		、 【通知の5(2)
		、 近次は 0 (2)
 一部の下請		★工事の一部を
HI 2 1 HI4		下請業者が行う
		場合は、その業
		者名その他必要
		な事項を法人が
		確認すること。
		【通知の5(2)
		エ】
建設工事中間検		★工事監理者及
査及び工事完了		び請負業者立会
時点		いのもと、(可能
		な限り)市の公
		共事業担当部局
		と連携し、現地
		調査をする。
		【通知の5 (2)
		工】
その他		★事業の変更等
		もありうるので、必
		要に応じて市に
		届出のこと。
		【通知の5(2)
		カ】

【注 意】

- 1 理事会で決議しないで、理事長や契約担当者に一任できる事項もありますが、基本的には重大な契約については理事会で決議するものです。【平成29年3月29日付け雇児総発0319第1号厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長等連名通知「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」1(8)】
- 2 建設業者からのリベートは絶対に避けなければなりません。【通知の5(2) イ】
- 3 契約を締結した業者から多額の寄附を受けることは、共同募金会を通じた 受配者を指定した寄附金を除いて、禁止されています。【通知の5 (2) ア、 イ】